

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 国土調査としての指定……………
- ……（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- ……（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………
- ……（環境局多摩環境事務所環境改善課）…
- 土砂災害警戒区域等の指定の解除……………
- ……（建設局河川部指導調整課）…
- 土砂災害警戒区域等の指定……………
- ……（同）…

告示（選）

- 東京都知事選挙における選挙の効力に関する異議申出についての決定……………
- ……
- 東京都知事選挙における当選の効力に関する異議申出についての決定……………
- ……

告示

●東京都告示第九百三十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六條第三

項の規定に基づき、次のとおり国土調査（地籍調査）として指定をしたので、同条第五項の規定により告示する。

令和六年九月五日

東京都知事 小池百合子

- 一 国土調査指定年月日 令和六年五月十三日
- 二 調査を行う者の名称 新宿区
- 三 調査地域 新宿区四谷二丁目、若葉一丁目及び若葉二丁目の各一部
- 四 調査期間 令和六年八月二十一日から令和七年三月七日まで

●東京都告示第九百四十号

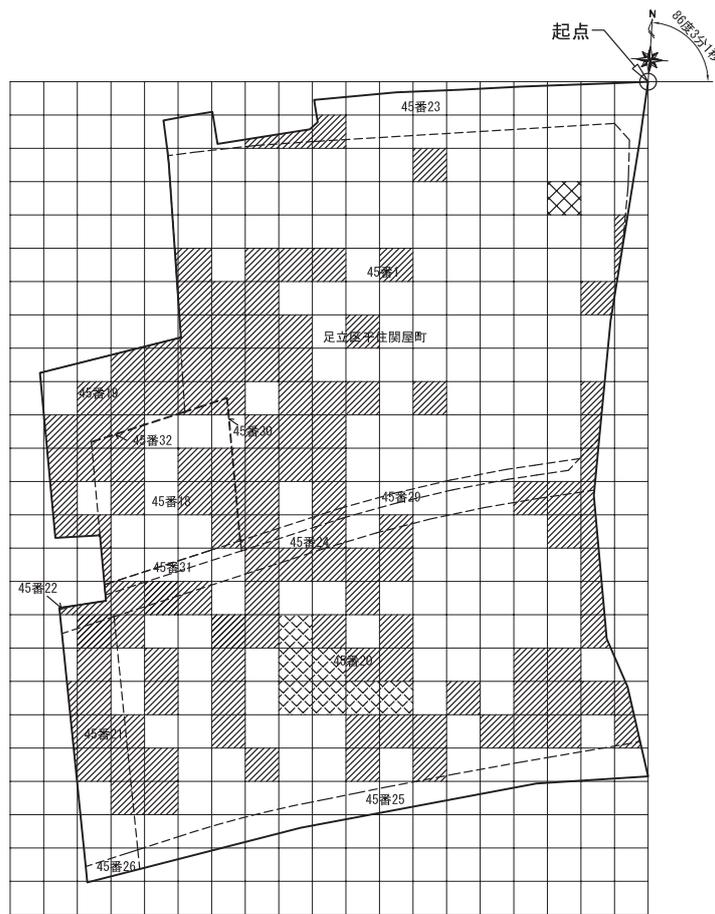
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第九百五十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年九月五日

東京都知事 小池百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区千住関屋町地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域 (令和5年東京都告示第1085号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域 (令和6年東京都告示第105号により指定した区域)
- 単位区画
- - - 筆境界
- 調査対象地

【起点】

起点は、足立区千住関屋町45番23の最北端とする。

【格子の回転角度 (86度3分1秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百四十一号

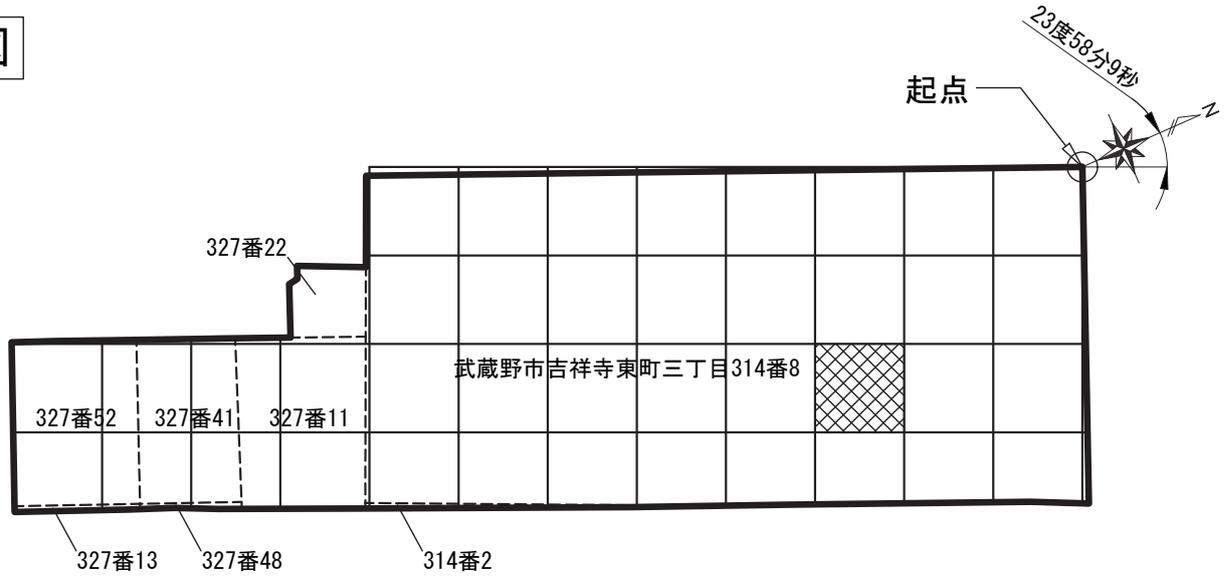
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域 (以下「要措置区域」という。) を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年九月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり (武蔵野市吉祥寺東町三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



凡例

- 単位区画
- - - 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 要措置区域

起点

起点は、武蔵野市吉祥寺東町三丁目314番8の最北端とする。

格子の回転角度（23度58分9秒）

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百四十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

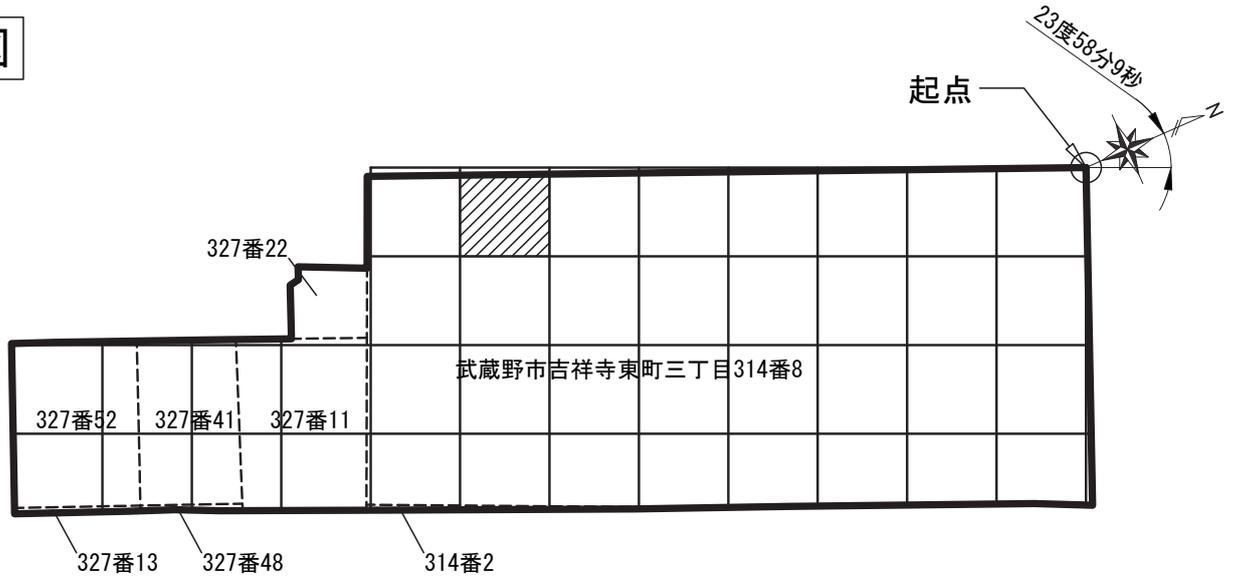
令和六年九月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（武蔵野市吉祥
 寺東町三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
 九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
 害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- 単位区画
- - - 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

起点

起点は、武蔵野市吉祥寺東町三丁目314番8の最北端とする。

格子の回転角度(23度58分9秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十五年東京都告示第四百二十六号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市役所において縦覧に供する。

令和六年九月五日

東京都知事 小池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	野津田町	209001-K036	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	図師町	209002-K020		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
町田市	野津田町	209001-K036	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	図師町	209002-K020			

●東京都告示第九百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市役所において縦覧に供する。

令和六年九月五日

東京都知事 小池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	図師町	209002-K020	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
町田市	図師町	209002-K020	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

告 示（選）

6選選第429号

●東京都選挙管理委員会告示第百十二号

令和六年七月七日執行の東京都知事選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

令和六年九月五日

東京都選挙管理委員会

決 定 書

異議申出人 吳 明 昌

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和六年七月十九日に提起された、令和六年七月七日執行の東京都知事選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異 議 の 申 出 の 要 旨

1 異議の申出の趣旨

申出人は、次の異議の申出の理由により、本件選挙を無効とする旨の決定を求めるものである。

2 異議の申出の理由

本件異議の申出の理由は、概ね次のとおりであると認められる。

(1) 本件選挙は、財産差別の選挙であり無効であること

本件選挙は、選挙に出ようとする人が300万円を供託しなければ選挙に出られないよう排除する、財産により国民を差別した不公平な選挙であり、憲法に違反するものであるから、本件選挙を無効とすべきである。

(2) 本件選挙は、憲法違反で効力を有しない公職選挙法の規定に基づいて行われたこと

ア 日本国憲法第13条違反

300万円を出さなければ選挙に出られないようにする公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)の規定は、選挙に出るか否かについて意思決定をする自由を、幸福追求に対する権利の一内容を構成する権利として保障している日本国憲法第13条に違反する。

イ 日本国憲法第14条第1項違反

選挙に出られる国民を、本件選挙の場合、300万円供託した国民だけに限る公選法の規定は、国民に対し、不合理な財産による差別的取り扱いを定めたものであり、法の下の平等に反するから、日本国憲法第14条第1項に違反する。

ウ 日本国憲法第15条第1項違反

300万円を用意しない人は選挙に出て東京都知事になることを希望する人であっても、その意思は寸分足らずも尊重されず、東京都知事になる意思のある国民の意思を公務員らは無視し、民主的でない手段、財産による差別によって、真に自由な東京都知事の選定をできないようにした。これは、明らかに公務員選定権の侵害であり、日本国憲法第15条第1項に違反する。

日本国憲法第98条第1項には、「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と定められていることから、憲法の条規に反している公選法は効力を有しないし、公選法に基づいて行われた選挙も効力を有せず、無効である。

決 定 の 理 由

当委員会は、本件異議の申出は形式的要件を備えた適法なもの認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

第1 本件異議の申出に至るまでの経緯

- 1 令和6年6月20日、本件選挙告示
- 2 同年7月7日、本件選挙期日
- 3 同月8日、本件選挙の選挙会が開催され、小池候補の当選が決定される。
- 4 同月9日、当選人の告示
- 5 同月19日、申出人から本件異議の申出が提起され、当委員会はこれを受理した。

第2 申出人の主張に対する当委員会の判断

- 1 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、公選法第205条第1項の規定により、その選挙に「選挙の規定に違反する」ことがあり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

この「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指す」(最高裁判所昭和27年12月4日判決、最高裁判所昭和61年2月18日判決、最高裁判所平成31年2月28日判決)とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう」(最高裁判所昭和29年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決、東京高等裁判所平成25年12月9日判決)とされている。

- 2 以上の観点から、申出人の主張する本件異議の申出の理由について、選挙が無効とされる場合に該当するか否か順次検討する。

(1) 異議の申出の理由(1)について

選挙管理委員会をはじめとする選挙管理機関は、法に基づいて選挙を管理執行する義務を負うのであり、公選法第92条の規定により立候補の届出をしようとする者に供託金を納めさせること(以下「選挙供託制度」という。)は、法の定めた手続であって、この点に関する

る申出人の主張は、申出人独自の見解にとどまり、採用することはできない。

(2) 異議の申出の理由(2)について

前記2(1)に記載のとおり、選挙長が公選法第86条の4第4項の規定に従って同法第92条による供託をしたことを証明する書面が添付された立候補届出を受理することは法の定める手続であり、何ら選挙の規定に違反していない。

また、申出人は選挙供託制度について本件選挙において東京都知事になる意思のある人が自由に選挙に出ることを妨害した等とも主張する。この点、立候補の自由は、自由で公正な選挙を維持する上で重要であるが、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準とはいえず、国会が具体的に定めるところがその裁量権の限界を超えない限り、一定の限度で制約を受けるとしても、やむを得ないとされているところである。

これは、立候補の自由に制約がないとすれば、売名目的、選挙妨害目的など不当な目的を持ち真に当選する意思のない者の立候補による候補者の濫立の事態も容易に予想され、自由で公正な選挙の実現の支障となり、供託制度を設けて、選挙の結果極めて少数の得票にとどまった候補者については供託物の返還をしないと定めることも、立候補について慎重な判断を促し、候補者の濫立による選挙への支障を避けるための制度として、合理性を認めることができ、国会に認められた裁量権を超えるものでなく、供託制度を定めた公選法第92条が憲法第44条、第14条第1項、第15条第1項及び第4項に違反しないといふべきだからである（最高裁判所大法廷平成11年11月10日判決参照）。

したがって、この点についての申出人の主張も、申出人独自の見解に過ぎず、理由がない。

第3 審理の結果

以上のとおり、申出人が主張する事由によって本件選挙が選挙の規定に違反して行われたといえないことは明らかである。

よって、本件選挙を無効とすべき理由もないから、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり決定する。

令和6年8月28日

東京都選挙管理委員会
委員長 澤野正明

公選法第203条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、申出人においてはこの決定書の交付を受けた日から30日以内に、その他の当該選挙の選挙人又は候補者においては同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

6 選 選 第 4 2 9 号

●東京都選挙管理委員会告示第百十三号

令和六年七月七日執行の東京都知事選挙における当選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

令和六年九月五日

東京都選挙管理委員会

決 定 書

異議申出人総代 山口 あずさ

上記異議申出人総代山口あずさ外51名（別紙・異議申出人目録記載のとおり。以下「申出人ら」という。）から令和6年7月22日に提起された、令和6年7月7日執行の東京都知事選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出をいずれも棄却する。

異 議 の 申 出 の 要 旨

1 異議の申出の趣旨

申出人らは、次の異議の申出の理由により、本件選挙における当選人小池百合子（以下「小池候補」という。）の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

2 異議の申出の理由

本件異議の申出の理由は、概ね次のとおりであると認められる。

(1) 経歴詐称

小池候補は本件選挙の選挙公報にカインロ大学卒と記載したが、小池候補が

<p>公開している卒業証書及び卒業証明書は大学の中退者に対し特別な事情の元に送られる類のものであって、大学での学業を修めたものとは異なると考えられる。小池候補が選挙公報にカイロ大学卒と記載したこと及び自身が公開した卒業証書は特別な事情による交付であることを公にしないという不作為は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第235条第1項に規定する虚偽事項の公表にあたる。</p> <p>(2) 地位利用による出馬要請依頼 本件選挙の告示前に、東京都内の区市町村長の有志が小池候補に3選を目指して出馬するよう要請したという報道がなされた。この要請は、小池候補が公職の候補者の推薦に関与し、東京都内の市長らをしてさせたものであり、公選法第136条の2第2項に規定する公務員等の地位利用による選挙運動の禁止に違反している。</p> <p>(3) 地位利用による選挙運動 小池候補は、選挙期間中に発行される東京都聴覚障害新聞に記事掲載したほか、選挙期間中に公務として行われる記者会見で選挙運動に関する質問に答え、有権者の反応を具体的に説明するなどしている。これらの行為は、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止として公選法第136条の2第2項第4号の規定に違反している。</p> <p>(4) 買収及び利害誘導 小池候補は本件選挙の告示日前日の記者会見で給与を半額にしていることを公言している。 小池候補は令和5年第2回定例会第114号議案の中で、給与削減の提案理由について「都政改革の更なる推進に向けた知事の決意及び姿勢を明らかにするため」としているが、大審院大正7年12月19日判決に照らせば、そのような理由で給与の削減を行うことはできず、選挙人の投票を得ることを目的とした選挙人に対する利益供与の申込みであると言わざるを得ない。 小池候補は令和6年6月7日の定例会見で、低所得者向けに1万円の商品券を配る新たな経済政策を発表している。この行為は、当選を得る目的をもって低所得の選挙人に対し金銭類似の効果をもつ商品券の供与を約束したものである。 これらの行為は、当選を得る目的をもって選挙人に対し金銭、物品その</p>	<p>他の財産上の利益の提供を明確にしたものであり、違法である。 このように、小池候補は公選法第16章「罰則」で掲げられている(1) 経歴詐称(公選法第235条第1項)、(2) 地位利用による出馬要請依頼(同法第239条の2第2項)、(3) 地位利用による選挙運動(同法第239条の2第2項)及び(4) 買収及び利益誘導(同法第221条第1項)の罪を犯している。1ないし3については、現在刑事告発もなされている状況であり、裁判が確定し、罰金の刑が処せられた場合(同法第252条第1項)あるいは禁錮以上の刑に処された場合(同法第252条第1項)は、執行猶予が付いた場合においてもその刑の確定した日から被選挙権を有しないことになり(同法第252条)、小池候補の当選は無効になる。 以上のことから、東京都選挙管理委員会に対し、小池候補の当選は無効であるとの決定を求める。</p> <p>決 定 の 理 由</p> <p>当委員会は、本件異議の申出は形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。</p> <p>第1 本件異議の申出に至るまでの経緯</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年6月20日、本件選挙告示 2 同年7月7日、本件選挙期日 3 同月8日、本件選挙の選挙会が開催され、小池候補の当選が決定される。 4 同月9日、当選人の告示 5 同月22日、申出人らから本件異議の申出が提起され、当委員会はこれを受理した。 <p>第2 申出人らの主張に対する当委員会の判断</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申出人らの主張に対する当委員会の判断 (1) 公選法第206条第1項が定める当選の効力に関する異議の申出の理由となる当選無効原因 公選法第206条第1項が定める当選の効力に関する異議の申出の理由となる当選無効原因とは、「当選人の決定に違法の事由があること、すな
---	---

わち、当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、決定手続に違法があること、決定内容一たとえば投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定、当選人となり得る資格の有無の認定一に違法があること」(大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決、同旨・名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決、東京高等裁判所昭和28年2月17日判決等)とされており、広く選挙の法規の違反に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解されているところである。

(2) 当選人が学歴・経歴詐称等公選法の罰則に掲げる行為をした場合の当選無効訴訟の提起の可否

当選人が学歴・経歴詐称等公選法の罰則に掲げる行為をした場合の当選無効訴訟の提起の可否については、「罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められている(公選法第251条)ことに徴すると、当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪(但し、公選法第251条所定の罪に限る。)により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実には右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできない」とされている(名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決・訟務月報39巻10号1978頁)。

また、公選法第206条第1項が定める当選の効力に関する異議の申出の理由となる当選無効原因とは、前記(1)のとおり、「当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、決定手続に違法があること、決定内容一たとえば投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定、当選人となり得る資格の有無の認定一に違法があること」とされており、広く選挙の法規の違反に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解されているところである。

(3) 以上の観点から、申出人らが主張する本件異議の申出について、小池候補の当選が無効とされる場合に該当するか否か検討する。

ア 申出人らは、小池候補が公選法第235条第1項、同法第239条の

2第2項、及び同法第221条第1項違反であることを理由に当選の無効を主張しているが、前記の裁判例(名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決・訟務月報39巻10号1978頁)で判示されているように、申出人らが主張するような事実は当選無効争訟の対象とはいえないから、当委員会の異議申出に係る審理権限の対象外といわざるを得ない。

イ そして、当選無効の異議の申出の理由となる当選無効原因である、当選人の決定に違法の事由があるかについて、検討するには、本件選挙会は、あらかじめ告示された上で、令和6年7月8日に選挙立会人3名による立会い及び選挙人2名による参観の下に開かれ、そこにおいて得票総数を記した資料により、各候補者の有効得票数の計算に誤りがなかったことが確認されている。

また、本件選挙の選挙長から、立候補届出を受理した小池候補を含む全ての候補者について被選挙権の有無及び他の選挙における立候補の有無に関する調査を行った結果、当選人について被選挙権を有していない事実及び他の選挙における立候補の事実には確認されなかった旨が選挙会において報告された上で、令和6年7月8日、公選法第95条第1項第4号の規定により有効投票の最多数を得た小池候補が当選人となつたことが認められる。

したがって、本件選挙会に、「当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、決定手続に違法があること、決定内容一たとえば投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定、当選人となり得る資格の有無の認定一に違法があること」等、小池候補の当選を無効とするような違法な点は認められない。

また、当選人の決定に違法の事由があるという点について、申出人らからは客観的で具体的な指摘がなされておらず、したがって、小池候補の当選を無効とすべきとする申出人らの主張には理由がない。

2 審理の結果

以上のとおり、本件選挙については、本件選挙における当選を無効とする事由は認められない。

よって、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法(平

成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり決定する。

令和6年8月28日

東京都選挙管理委員会
委員長 澤野正明

公選法第207条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、申出人らにおいてはこの決定書の交付を受けた日から30日以内に、その他の当該選挙の選挙人又は候補者においては同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

異議申出人目録

別紙

異議申出人	氏名	住所
橋本	いづみ	黒田
藤井	一男	友田
志村	徹鷹	山崎
安孫子	誠也	池上
牧子	真佐子	増田
西尾	成子	大崎
加藤	弘吉	萱場
井上	悦子	渡邊
小川	昌之	小泉
田邊	久人	吉田
岡田	弥生	山崎
瀬川	嘉之	山崎
齊藤	純子	岡村
藤村	淳	木方
秋山	信孝	
西野	誠	
山花	典子	
亀田	旬子	
齋藤	恵一	
渕田	芳孝	
橋爪	祐子	
大島	木綿子	
小峰	尚	
廣橋	勝	
村本	裕哉	
岡山	輝明	
島田	富男	
中村	富美子	
小林	晶子	
菊地	純子	
中尾	信之	
鎌山	直人	
近藤	美佐子	
鈴木	國夫	
田村	千尋	
島村	ひろ子	
岡田	春美	

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二二)一〇一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町二丁目三十二番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号
101-0051

